

ふ教社第 694号  
令和6年7月 1日

社会教育委員会議 議長 様

ふじみ野市教育委員会  
教育長 朝 倉 孝

市民とともにつくる社会教育事業のあり方について（諮問）

ふじみ野市では令和元年6月に、「ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画」を策定し、大井中央公民館及び上福岡公民館について、文化施設として本市の文化芸術、文化活動や社会教育、生涯学習等を推進する施設として整備する方針を定めました。この計画に基づき、上福岡公民館は令和3年4月から、大井中央公民館は令和5年11月から新たな文化施設として開館しています。また、上福岡西公民館については、令和6年第1回ふじみ野市議会定例会において、前述の2つの公民館と同様に、文化施設として整備を進める方向性が決定されました。

この決定により、これまで社会教育法第20条及び第22条に基づき社会教育事業の一環として実施されてきた公民館事業は、本市教育委員会事務局において、施設に捉われず、市内の様々な場所や機会をとらえて引き続き展開することとしています。

これまで、公民館における各種事業の企画実施については、市民参加の仕組みの一つとして同法第29条に基づき設置しております公民館運営審議会や利用者懇談会において、ご意見をいただき実施してまいりましたが、今後の社会教育事業の企画実施について、引き続き市民とともに、事業の検討、企画、運営を行っていく仕組みを担保する必要があると考えております。

については、これまで公民館運営審議会や利用者懇談会が担ってきた役割を、今後、どのような組織が、どのような点に留意しながら担っていけばよいか、今後のあり方について諮問します。

なお、答申につきましては、令和6年11月末日までをお願いいたします。